

第 6 2 号議案

令和 5 年度蒲郡市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のとおり未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

令和 5 年度蒲郡市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金 1 5, 1 6 6, 3 4 9, 7 0 9 円のうち、5, 4 6 0, 0 0 0 千円を建設改良積立金に積み立て、6, 0 0 0, 0 0 0 千円を一般会計に繰り出し、1, 2 1 4, 8 4 1, 6 8 6 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

提案理由

未処分利益剰余金を建設改良積立金に積み立て、一般会計に繰り出し、及び資本金に組み入れるため提案する。